

鎌 監 第 476 号
平成 30 年 3 月 27 日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎
同 久坂 くにえ

職員の賠償責任に関する監査の監査結果について（提出）

地方自治法第 243 条の 2 第 3 項の規定に基づき監査を実施したので、監査結果報告を提出します。

職員の賠償責任に関する監査結果

平成30年3月27日

鎌倉市監査委員

第1 請求概要

1 請求人

鎌倉市長 松尾 崇

2 監査請求書の受理

平成30年2月1日

3 監査請求の要旨

本監査請求は、市民活動部市民課における公金紛失事案に関し、現金出納員である市民課長及び現金分任出納員である市民課職員11名については、現金出納員ないし現金分任出納員として公金を適切に管理する上での過失が現金を紛失する要因となり、市に損害を与えたと認められることから、地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求めるというものである。

更に、当該監査請求書には、前述の現金出納員及び現金分任出納員が責任を痛感し自主的に亡失額を補填したい旨の申し出があり、平成29年12月13日付けで亡失額の全額が納付されたとの記述がある。

第2 監査の実施

1 監査の期間

平成30年2月1日（木）から平成30年3月27日（火）まで

2 監査の実施方法

監査の実施に当たっては、今回の監査請求の添付資料として提出された不適切な事務処理に関する調査委員会による「公金紛失事案に関する調査経過報告書（中間報告）」に基づき、その内容の検証を行うとともに、事実関係、亡失及び補填された経過がわかる資料の提出を受け、調査を実施したものである。

第3 監査の結果

1 結論及び判断理由

(1) 損害を被った事実について

不適切な事務処理に関する調査委員会による「公金紛失事案に関する調査経過報告書（中間報告）」の調査内容について確認したところ、本監査請求のとおり、公金紛失事案に関しては、市が損害を被った事実が認められた。

(2) 賠償責任の有無について

本監査請求の対象職員 12 名は、いずれも現金出納員ないし現金分任出納員であり、これらは地方自治法第 243 条の 2 第 1 項に規定される職員に該当する。しかし、対象職員 12 名からは損害を補填したい旨の申し出があり、市の損害は補填されたことが確認されている。このことから、本監査請求における賠償の責任はないものと判断する。

(3) 損害賠償額について

市の損害は亡失したとされる現金 35,000 円であり、この損害は本監査請求の対象職員 12 名によって補填されており、このことは納付書等により確認された。従って、損害賠償額はないものと判断する。

2 事実の確認

(1) 亡失した経過

市民課では、各種証明書交付に伴う手数料等を収納する事務について会計管理者から委任されており、市の会計から保管金としてつり銭支払準備金の交付を受け、管理及び保管して使用している。このつり銭支払準備金は市民課で一定の期間、つり銭用途として預かるが、その用途終了後に、市の会計に戻されるものである。

平成 29 年 10 月 19 日に、このつり銭支払準備金のうち、35,000 円が不足していることが判明し、捜索や調査を行ったが発見には至らなかった。故意に抜き取られた可能性も否定できないことから、市は同年 10 月 20 日及び 10 月 23 日に鎌倉警察署に状況を説明、相談した結果、同年 10 月 24 日に鎌倉警察署へ盗難事件として被害届を提出した。

(2) 補填に至った経過

平成 29 年 12 月 11 日付けで、市民課長（現金出納員）から、本監査請求の対象職員である現金分任出納員の市民課職員 11 名の自筆の署名を添えて、亡失額を補填したい旨の申出書が提出された。市としてこの申し出を受け、民法上の過失責任がある者からの弁済として受領したことは、平成 29 年 12 月 12 日付け市長決裁の存在により確認ができた。

この決裁を受けて発行された納付書により、同年 12 月 13 日付けで 35,000 円が納付された。なお、当該納付書は、宛先が市民課長他 11 名、また、摘要欄に市民課公金亡失に係る申出に伴う補填金と記載されていた。

第4 意見

本市では、平成27年8月に発生した生活保護費の亡失以降、全庁的に公金事故防止に向けた様々な対策がとられた。平成28年9月に鎌倉市公金取扱基本マニュアルが作成されたこともその一つである。また、監査委員としても、これまで機を捉えて、安易な前例踏襲を行わないように繰り返し述べてきた。特に、本亡失事件の直前に提出した平成28年度決算等審査意見書の中では、「情報セキュリティポリシー遵守に係る事務処理や公金等の管理については、前例踏襲に走ることなく原理原則に照らして慎重に対応することを強く望む」と述べたばかりであった。それにもかかわらず、本件では、事務執行の実態を課長や担当係長が把握せず、公金の管理を部下に任せたままにしていたとのことであった。これは、公金を取り扱う職員が何ら危機感や慎重さを持つことなく、従前からの方法で漫然と事務処理を行ってきたことを示すものであり、組織の隅々まで意識が浸透していなかったというほかない。

マニュアルや研修などで知識を得る機会を持って、職員個々がこれを自分のものとして活かそうという意識を持たなければ、結局は慣例に流されてしまい、人は組織の歯車のひとつになってしまう。そういう状況が、無意識のうちに、大きなトラブルを引き起こすことにつながりかねない。

本件の当事者のみならず、全職員が同様の事案の撲滅に向け取り組むことを強く望むものである。